

はじめに

昨今の社会情勢はめまぐるしく変化し、インターネットをはじめ、情報化社会の発展に伴う人権侵害、少子高齢化、雇用・就労状況の変化、格差の広がりなどがあります。このように、人権をめぐる状況と課題は変化しつづけており、これらの問題への対応や施策が今まで以上に求められています。

このような状況の中、平成28年(2016年)には、国におきましても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、令和元年(2019年)には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、法律の具現化に向けた取組を推進しています。

野洲市では、平成16年(2004年)10月1日から「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を施行するとともに、平成18年(2006年)2月25日には、「野洲市『人権尊重のまち』宣言」、「平和都市宣言『豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市』」を宣言しました。そして、同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、子ども、女性、高齢者など、あらゆる人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざしてきました。

また、平成28年(2016年)3月には、「第3次野洲市人権施策基本計画」を策定し、人権に関するさまざまな課題の解決に向けて、人権教育・啓発をはじめとする人権施策を総合的に推進してきました。

このたび、計画の期限を迎えるに当たり、これまでの成果を踏まえ、現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令などの整備に対応することとしました。そのため、今日までの人権施策の取組を検証し、課題の解決に向けた本市の今後の人権施策のあり方について従来の計画の見直しを行い、「第4次野洲市人権施策基本計画」を策定しました。

今後はこの人権施策基本計画を礎として、あらゆる人権問題の解決をめざし、共生社会の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました、野洲市人権施策審議会の委員の皆さまをはじめ、市民意識調査などにより貴重なご意見、ご要望をいただきました市民の皆さまに厚く感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月



野洲市長 栢木 進